

## 越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響をうけ、事業の継続にあたり3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難である事業の事業者に対して、休業や営業時間の短縮、施設や店舗内の消毒など、感染症防止対策を行うことを前提に越知町から支給する越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金(以下、「給付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定める法人及び個人とする。

- (1) 町内に別表1に掲げる事業のうち事業の継続にあたり3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難である事業(以下、「対象事業」という。)を行う施設や店舗(以下、「施設等」という。)があり、直前の事業年度分の法人町民税の申告(申請時においてその申告期限を迎えていない場合においてはその前事業年度分の法人町民税の申告)をしている法人
- (2) 町内に対象事業を行う施設等を設置しているが、法人住民税の申告期限を一度も迎えていないことにより法人町民税の申告をしていない法人にあっては、法人町民税における設立(設置)届を提出している法人
- (3) 町内に対象事業を行う施設等があり、前年中の事業所得にかかる確定申告又は町民税申告をしている個人であって、令和2年1月1日現在において町内に住所を有する個人(町外に住所を有する者で地方税法(昭和25年法律第226号)第294条第1項第2号にかかる申告又は届出があり、令和2年度の住民税課税対象者となっている者を含む。)
- (4) 令和2年1月1日から令和2年5月1日までに町内に対象事業を行う施設等を設置し開業した個人  
(給付金対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、令和2年5月1日現在、越知町内で対象事業を行っており、申請時において継続して町内で対象事業を行っている事業者であって、引き続き感染の拡大防止に協力する意思のある事業者とする。ただし、法令により許可等が必要な事業についてはその許可等を受け、届出が必要な事業についてはその届出をしている事業者に限る。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1事業者当たり10万円とする。(事業者が町内で複数の事業を行っている場合、若しくは複数の施設等で事業を行っている場合であっても、1事業者とする。)

(支給の回数)

第5条 給付金の支給は、1事業者につき、1回限りとする。

(給付金の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする事業者は、令和2年7月1日から令和2年8月31日までに越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、越知町役場内に設置される受付窓口に提出しなければならない。

- (1) 給付金の振込口座の通帳等の写し
- (2) 本人確認書類(個人の場合)
- (3) 事業を行っていることが確認できるもの(法令により許可等又は届出が必要な事業においては、越知町が保有する若しくは収集した情報等で確認できる場合は省略できる。)
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(宣誓事項)

第7条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を支給しない。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の提出書類等に虚偽のないこと。

(3) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書類等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、申請書類等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には、第10条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。

(4) 第2条及び第3条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意すること。

(5) 別表2で掲げる暴力団排除に関する誓約事項

(給付金の支給決定)

第8条 町長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を決定した場合にあっては、申請者の指定する口座に給付金を振込むものとする。

2 町長は、給付金を支給しないと決定したときにあつては、越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金不支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、給付金の支給決定を取消す。

2 前項の規定により支給決定を取消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により支給決定の取消しをした場合において、既に給付金を支給しているときは、期限を定めて、支給した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

業 種
飲食店営業、喫茶店営業
旅館業
生活衛生業(理美容)
施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう及び柔道整復)
旅客自動車運送事業
学習塾・学習教室・英会話教室・ピアノ教室等これに類する施設
介護サービス事業
障害福祉サービス事業
医療業
調剤薬局
町長が特に認めるもの

別表2(第7条関係)

暴力団排除に関する誓約事項
<p>当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申したてません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事会、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。</li> <li>2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</li> <li>3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</li> <li>4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol>

越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

越知町長 様

申請者	施設又は店舗の所在地
	施設又は店舗の名称
	住所又は所在地
	氏名又は法人名 <span style="float: right;">印</span>
	法人の場合は代表者名
	連絡先

越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金の支給を申請します。

裏面のとおり新型コロナウイルス感染の拡大防止対策に協力します。

裏面の誓約・同意事項に誓約・同意します。

給付金支給申請(請求)額 100,000円

給付金の支給決定がされましたら、次の口座に振り込んでください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	本支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)	
													口座名義	
銀行 農協 信用金庫	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座												

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)						通帳記号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ)
								口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳見開きの左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください						※	—	

(長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

【添付書類】

- ①振込先口座の通帳の写し(上記記載内容の確認できるもの)
- ②個人の場合は本人確認書類(運転免許証の写し等)
- ③越知町内で事業を実施していることがわかもの(施設等の所在地が記入された確定申告書の写し、住所が記載されている業務の許可証やホームページの写し、店舗賃貸借契約書や占用許可書、越知町内であることがわかる店舗等の写真など)【事業によっては省略できます】

《裏面又は2枚目も必ず記入してください。》

（裏面）

業 種	
-----	--

【感染症拡大防止対策】

※協力いただける防止対策の「実施の有無欄」に、三つ以上「○」を記入してください。

防止対策	実施の有無
従業員（事業主含む）の手洗いやマスク着用の励行	必須項目
入店（来所）者への消毒の徹底	
店舗等の内部又は事業使用車両の消毒や換気の励行	
臨時休業又は営業時間の短縮	
パーテーションや仕切りの設置	
入店（来所）等の人数制限	
間隔を空けての座席の配置や待合席の設置	
来店不要や入店不要となるサービスの開始	
その他（他者にも知らせたい具体的な取組内容があれば記入してください） ※感染の拡大防止対策の取組状況を公表する場合があります。	

【誓約・同意事項】

- 越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給要綱で定めている次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
  - ・申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給要綱の別表 2 に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 越知町から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に給付金の支給を受けているときは、給付金の返還に応じます。
- この給付金が課税対象となることを理解しています。
- 越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給要綱第 2 条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意します。
- その他、越知町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策給付金支給要綱の記載事項について理解のうえ、同意します。

※両面印刷でない場合には、名称や代表者を記入してください。

※町処理欄	支給決定額	決定者	課長
	円		